

令和8年度 下松市ホームページバナー広告取扱事業者募集要領

1 事業内容

下松市は、広告取扱事業者にバナー広告枠を一括して売り渡し、広告取扱事業者は、掲載しようとするバナー広告原稿を下松市に提出するものとする。

2 選定方法

見積書の額により、最も高い金額を示した事業者を選定する。なお、つぎの最低価格を下回るものは無効とする。

広告掲載料の最低価格 576,000円（税別）

(8,000円(1枠/月) × 6枠 × 12ヶ月)

3 募集期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）

4 提出書類

(1) 広告掲載取扱業者参加資格審査申請書（別紙1）

(2) 広告掲載取扱業務実績報告書（別紙2）

(3) 見積書（任意様式）

「下松市長」宛てとし、事業名「令和8年度市ホームページバナー広告掲載事業」と明記し、金額は1枠当たりの単価（税抜）が分かるよう記載すること。

(4) 商業登記簿の謄本（写）又は現在事項全部証明書（写）

(5) 納税証明書（写）、完納証明書（写）

国税・県税（山口県に係る全て）の納税証明書と下松市内に本社又は営業所等があるものは、下松市の市税完納証明書

※令和7・8年度の下松市競争入札参加資格審査申請書を提出した事業者については、

(4)、(5) は不要です。

5 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

6 バナー広告を掲載するページ

下松市ホームページのトップページ URL <http://www.city.kudamatsu.lg.jp/>

年間ページビュー数（令和7年） 2,279,468 件

7 広告の枠数及び設定位置

最低6枠（最大12枠まで可） トップページ下段部

8 広告掲載期間

バナー広告は、1か月単位で掲載するものとする。ただし、掲載期間の延長を妨げるものではない。

広告の掲載は、掲載開始日の9時から12時までの間に掲載するものとし、掲載終了日の9時から12時までの間に削除するものとする。

9 広告掲載基準

(1) 広告取扱事業者は、広告主（広告掲載希望者）の募集及び選定にあたり、「下松市有料広告の募集掲載に関する基準」に基づき、次の各号の掲載順位に従って行うものとする。

(ア) 第一位 下松市内に事業所等を有する者

(イ) 第二位 前1号に該当しないもので山口県内に事業所等を有する者

(ウ) 第三位 前2号に該当しない者

(2) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主及び広告取扱事業者が負うものとする。広告主及び広告取扱事業者は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

10 広告の規格及び仕様

(1) 規格

(ア) 大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセル

(イ) 形式 JPEG形式

(ウ) データ容量 10KB以内

(2) 仕様

(ア) デザインおよびアクセシビリティの保持及びユーザビリティに配慮すること。

(イ) ラジオボタン、テキストボックスやプルダウンメニューなどの機能及び「閉じる」、「いいえ」や「キャンセル」などの表現等、ユーザーの意思に反した動きや誤解を与えるおそれのある表現は禁止する。

(ウ) 動画、アニメーション、透過、静止画像の切り替えは禁止する。

(エ) 市ホームページのコンテンツの一部として誤解しやすいデザイン、表現は禁止する。

(オ) 文字色と背景色のコントラスト比は4.5 : 1以上を確保すること。

(カ) 文字情報が確認・判別できるよう適正な処理を行うこと。

11 広告掲載原稿の提出方法

広告取扱事業者は、広告原稿（画像データ及びリンク先情報）を自己の負担で作成し、掲載開始日の10日前までに電子メールにより提出すること。

1.2 広告掲載料

- (1) 広告取扱事業者は、毎月の広告掲載期間終了後、翌月20日までに1か月分の広告掲載料（以下「掲載料」という。）及び消費税相当額の合計額を市指定の納付書で納入する。
- (2) 広告取扱事業者又は広告主の責めにより、掲載を取り消した場合及び原稿データを提出できなかった場合は、掲載料を支払うものとする。
- (3) 災害、停電及び機器の点検等により、下松市ホームページの公開が1日を超えて停止した場合は、その日数に応じて日割計算の方法により算出した額（1円未満の端数切捨て）を返還する。日数の計算は、24時間を1日とし、1日未満の端数は、切り捨てる。なお、返還する掲載料には利子を付さない。
- (4) 前納により掲載料を納付しているときにおいて、広告取扱事業者の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつた場合は、その月数に応じて掲載料を返還する。なお、1月に満たない月に係る掲載料の返還額は、日割計算の方法により算出した額（1円未満の端数切捨て）とする。

● 問合せ先及び申請書等提出先

〒744-8585 山口県下松市大手町3-3-3
下松市役所 地域政策課広報戦略係（4階2番窓口）
電話（0833）45-1802
Mail kouhou@city.kudamatsu.lg.jp